

は軍属の被疑者の拘禁や起訴前引渡しができると明記すること。  
 五 地位協定第十八条を見直し、米軍人、軍属ならびにその家族により被害を受けた場合、公務中・外とも、政府が補償に責任を持つことと明記すること。  
 六 地位協定第二十五条を見直し、日米合同委員会が基地の運用に関して関係自治体の意向の聴取を明記すること。また、日米合同委員会の合意事項を速やかに公表することを明記すること。

**教育基本法の「改正」に反対する意見書**

中央教育審議会は三月二十日、教育基本法「改正」に関する「最終答申」を発表した。  
 答申は、「新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す」という言葉の陰で、平和主義や主権在民などをうたった憲法に基づいて制定された教育基本法が、根本から変えられようとしている。

教育基本法は、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する(前文)」としているように、子どもたち一人ひとりを大切に、学力を始め、豊かな人間性を伸ばすために、「人格の完成(第一条)」を目指すとしたものである。そのために、教育を誰もが受けられるように「教育の機会均等」の原則(第三条)を決めたものである。

ところが、今、子どもたちによる事件や不登校・登校拒否の増加など、子どもと教育をめぐる状況は、かつてない困難を抱えている。学校5日制完全実施で「ゆとり」ところか、子どもも教職員も心身ともに疲労している実態である。

今回の答申は、こうした現状を招いた要因を明らかにし、いま、改正しようとしている。

国連、子どもの権利委員会が「極度に競争的な日本の教育制度が、子どもたちの発達ゆがみを引き起こしている」と勧告したことからみても、今回の「最終答申」はこの競争教育に拍車をかけるものである。したがって、政府に対し、現在の教育基本法の理念に沿った教育を求めるものである。

よって、本市議会は、今回提出されている教育基本法「改正」に強く反対するものである。

**郵便投票制度等の改正を求める意見書**

平成十四年十一月二十八日、在宅療養中のALS(筋萎縮性側索硬化症)患者が、郵便投票において代筆が認められない現行の選挙制度は法の下の平等に反する」として国家賠償等を求めていた訴訟の判決が東京地裁で下された。判決は原告の訴えを退けたものの、その傍論の中で「原告等が選挙権を行使できる投票制度が無かったことは憲法違反と言わざるを得ない」と指摘した。

また、平成十五年二月十日、対人恐怖症で投票所に行けない知的障害者の男性が「郵便投票制度を重度身体障害者に限った選挙制度は憲法違反である」として、国家賠償等を求めた訴訟においても、大阪地裁により判決が下され、原告の訴えは退けられたが、判決の傍論において、現行制度は憲法の趣旨に照らして完全ではなく、在宅投票の対象拡大などの方向で改善が図られてしかるべきものである」と行政の制度改善の努力が求められたところである。

これらの判決に関し福田官房長官も、「投票困難な方々の投票機会を確保することは重要な課題と認識している」と発言している。

我が国の郵便投票制度は、障害のある方や難病の方々、また寝たきりの高齢者やALS患者などで投票所へ行くことが困難な方々にとって、権利行使への手続きが煩雑であるうえ、制度上の不備から投票権の行使が困難な状況にある。従って、早急に制度上の不備を改善し、こうした方々の政治参加機会の確保を図るべきである。それは民主主義の観点からも重要である。

記  
 ついては、下記の通りの法整備を含め所要の措置を早急に講じ、もって投票権の行使の障壁を一刻も早く取り除くべきである。

- 一 障害者や難病者、要介護の高齢者等、郵便投票の対象者の拡大を図ること。
- 二 ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者等、自筆が困難な人のために代理投票制度の導入等、投票機会の確保を図ること。
- 三 現在の郵便投票制度における資格証明や申請手続き等の簡素化を図るなど、障害者の方々が容易に投票できるように改善を図ること。

**マミ金融対策の強化を求める意見書**

近年、長引く不況を奇貨とするマミ金融の横行が看過できない社会問題となつています。人の弱みに乗じて、中には年利数%から数万%にのぼる高金利による貸付けがなされたり、勤務先や家族への脅迫的な取り立てはもとより子どもが通う学校にまで催促の電話がかかけられ、職場からの解雇や離婚、自己破産、行方不明、さらには自殺をも余儀なくされるなど、その深刻な被害の多発化には目に余るものがあります。

現行制度の下では、登録さえすれば容易に貸付金を営むことが可能であり、法外な金利や強引な取り立てを行う悪徳業者への行政対応も実効を期し難いものとなっており、国による抜本的対策は急務となつています。

よって、国は、出資法上限金利を超える貸付契約の無効を明定するほか、登録要件・審査の見直し、金融取引主任制度の導入、夜間・早朝・職場等への取り立て行為の明確化、監督権強化のための業務改善命令規定の新設や罰則強化、苦情相談窓口や監督省庁・関係団体等の体制整備の実施など、新たな立法措置を含めた悪徳マミ金融を排除するための措置を速やかに講じられるよう強く要望します。

**アジア系外国人学校への大学入学資格付与の早期実現を求める意見書**

近年、わが国に中・長期的に滞在する外国人が増加しており、これら外国人の子弟の多くが日本国内にあるインターナショナルスクールや外国人学校に通学している。彼らがわが国の国立大学などを受験しようとする場合、現在は大学入学資格検定(大検)に合格しなければ入試を受けることができない。

しかし規制改革推進三カ年計画(平成十四年三月二十九日閣議決定)は「インターナショナルスクールにおいて、一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合には、わが国の大学や高等学校に入学する機会を拡大する」と受験資格の弾力化を提案した。

これを受けて今年三月、文部科学省は教育に関する規制緩和の一環として、WASC(西部地区基準協会)など三つの英米学校評価機関によって認定された欧米系のインターナショナルスクール十六校に大学入学資格を認めることとした。一方、中華学校、韓国学校、朝鮮学校などアジア系を中心としたその他の外国人学校十七校は除外される形となったため、アジア系学校などの関係者が強く反発したところである。文部科学省が国民に募集して寄せられた意見のうち、九六%が「アジア系など

他の外国人学校にも認めるべき」としたこともあり、当初の方針を撤回してアジア系学校などにも認める方向で再検討することとなったところである。

能力に応じてすべての人に差別なく教育の場を保障しようとする国際人権規約や子どもの権利条約などの趣旨からいっても、欧米系学校とアジア系学校を差別することは問題であった。

九 年代後半から私立大学などは授受会などの決定でアジア系学校の卒業生に受験資格を認めることから鑑みても、国立大学の対応が遅れていたことは否めない。日本国内のインターナショナルスクールや外国人学校に通う子どもたちが二 四年度の大学入学試験に間に合うよう、早急に具体的な方針を示すことを要求するものである。

**北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書**

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)による拉致被害者五人が二十四年ぶりの帰国を果たしてから半年以上が経過した。この間、北朝鮮は、拉致事件があったことを公式に認めていながら、子どもたちなど被害者家族の早期帰国や被害者家族が求める死亡したとされる家族についての情報提供の要請などの声に耳を傾けることなく、膠着状態が続いていることは誠に遺憾である。そのため、いまだに拉致被害者の方々は家族離散という、つらい現実と耐えながら祖国・日本での生活を送っている。

日本人拉致問題は、北朝鮮によるわが国の主権を侵害した国家犯罪であるとともに、人道に反する犯罪である。このことは、国連人権委員会においても四月十五日、北朝鮮の人権状況を非難する決議(EUと日本、米国などが共同提案)が初めて採択され、北朝鮮の無法と非道を公式に認めたところである。同決議においては、日本人や韓国人の拉致事件についても具体的に言及し、迅速に「まだ解決されていない全ての問題を明確、かつ透明な形で解決する」ことを求めている。北朝鮮は、速やかにわが国と国連人権委員会の要求に応じるべきである。

政府としても、拉致被害者および御家族の方々の思いを受け止め、北朝鮮に対し強い態度で迫り、被害者家族の帰国実現をはじめとする拉致問題の早期解決に全力を挙げるべきである。

**ゆとりある教育を実現するための教育予算増額と義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書**

今、教育に求められているものは、子ども一人ひとりが大切にされ、ゆたかな人間関係の中で教育が行なわれることであり、このことは保護者・地域住民・教職員共通の願いです。そのためには教育条件整備に必要な教育予算の大幅増額が不可欠です。

また、義務教育費国庫負担制度は、地方財政の窮乏を背景として地方自治体の義務教育費の支出に不均衡が生じることをないようにするため、教育の機会均等をはかり、すべての市町村の子どもたちが教育を受けられるよう一九五三年度(昭和二十八年)に制度化され、義務教育諸学校等に勤務する教員、学校事務職員、学校栄養職員の給与や旅費、教材費などを国庫負担対象にすることを定めました。

一九八四年(昭和五十九年)以来、国の財政再建や教育行政の地方分権化を理由に、毎年義務教育費国庫負担制度の見直しが行われ、この制度が後退させられてきました。二 二年政府は、地方分権改革推進会議の結論を踏まえ、経済財政諮問会議の議を経て、三 三年度に義務教育費国庫負担金の三兆円のうち共済費長期給付や公務災害補償基金など約二千三百億円の一般財源化を行いました。さらに、「退職手当、児童手当などについて一般財源化」「客観的指標に基づく定額化、交付

金化」・「学校事務職員・栄養職員の必置定数規制の廃止」など、二 四年度、三 六年度をそれぞれ節目として、義務教育費国庫負担金の全額を一般財源化することが課題であるとして検討を進めています。

地方財政の危機が深刻化する中で、二 三年度(平成十五年)神奈川県は、厳しい予算計上を行いました。かつてない県財政の逼迫という厳しい財政事情のため、義務教育費国庫負担制度のさらなる縮減は、義務教育水準の維持・向上、教育の機会均等の確保に大きな影響を及ぼしかねません。

以上の理由から、二 四年度(平成十六年度)国家予算編成において、教育予算の大幅増額と義務教育費国庫負担制度堅持を求め、教育の機会均等を引き続き確保するとともに、教育水準の維持・向上をはかるよう求める。

**義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員給与と費の国庫負担制度からの適用除外及び「必置規制」廃止に反対を求める意見書**

政府・大蔵省(当時)が義務教育費国庫負担制度の対象から、学校事務職員・栄養職員の人員費を適用除外するという方針を初めて打ち出したのは遠く一九八四年にさかのぼります。以降毎年国家予算編成時期になるとこの問題が蒸し返されてきました。現在でも財務省担当者は「引き続き課題である」とし、断念の素振りを見せません。

一方、これとは別に学校事務職員・栄養職員の必置規制廃止の新たな動きがあります。昨年十月三十日に出された地方分権改革推進会議の「事務・事業の在り方に関する意見」では、「必置規制の全廃の全般的、経常的な検証と見直し」の項目に、「学校事務職員・栄養職員に関する国の見直し(継続的検討)」が盛り込まれました。現在、学校事務職員は大半単数配置ではありませんが、県下ほぼ100%の学校に配置されています。教育をめぐる問題が山積し、地域との関わり等、学校には益々多くが求められ、学校事務の拡充が課題となっている現状を顧みず、学校事務職員・栄養職員の配置を「自由化」するなど、全く理解に窮します。

十九年前に国庫負担問題が浮上したのは、当時の国家財政の構造的赤字対策からでした。これまで義務教育教材費・旅費等が相次いで国庫負担の対象から外されてきました。結果は、国同様に財政難にあえく自治体毎の教育予算の格差であり、子どもたちの教育環境の不等です。現行の義務教育費国庫負担制度が整備されたのは、地方財政の窮乏を背景として地方自治体の義務教育費の支出に不均衡が生ずることとなつたため(一九九六年七月、財政制度審議会、財政構造改革を考へる・明るい未来を子どもたちに)であつたことを忘れてはならないと思います。国庫負担制度同様、必置規制は教育におけるナショナルミニマムの確保という重要な役割を果たしています。

必置規制がなくなり、国庫負担制度から外されれば学校事務職員・栄養職員のいない学校が増えるでしょう。学校事務職員・栄養職員の身分・労働条件はきわめて不安定なものになり、十分に学校教育を支えることも難しくなります。そのしわ寄せが教員に、そして子どもたちに及ぼされることになるのは必至です。

以上の理由から、義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員給与と費の国庫負担制度からの適用除外及び「必置規制」廃止に反対を求める。